

⑤就職差別事件

全国の就職希望の高校生が使用する履歴書（全国高等学校統一用紙）、いわゆる統一応募用紙が二〇〇五年度から改定された。具体的には、「ひとり親家庭」などへの就職差別の温床となっていた保護者欄および保護者の押印が削除され、書式としてはわずかな違いではあるものの公正採用の視点からすれば大きな意義があるといえる。しかしながら、その統一応募用紙や職業安定法第五条に違反した、差別につながる求職者への情報収集があとを絶たない。

二〇〇六年度版でも、東京都、新潟県、長野県、石川県、富山県、京都府で統一応募用紙違反の事例が多数報告されているが、二〇〇六年も、長野県、福井県で違反事例が報告されている。長野県では、県内の市町村が職員採用の受験申込書に本籍地（三一市町村）、家族構成（二八市町村）を記入する欄を設けていたことが判明。また福井県でも、自治体などの六五の公的機関のうち三二団体、八三件もの統一応募用紙違反の事例が明らかになっている。

自治体職員の公正採用選考の徹底について、二〇〇七年二月一六日、部落解放中央共闘会議が総務省に申し入れをおこなった。植本眞沙子副議長は、自治体は就職差別撤廃に向け啓発をすすめる立場にありながら、新潟、長野、福井県内の多数の自治体で「統一応募用紙」の違反事象があいついでいると指摘、①これまでの各自治体への周知徹底の方法と改善策、②全国的な実態把握の必要性、について明らかにするよう求めた。

各自治体への周知徹底として、これまで総務省で出された文書は、一九七三年の自治省行政局通達以降は、二〇〇五年七月に「統一応募用紙」の改正にともない厚生労働省からの要請を受けて公務員課長名で通知を出しただけ。さらに、総務省ではリーフレットなども作ったことがなく、厚生労働省の啓発・指導が、民間企業に比べてもお粗末すぎる取り組みの現状が明らかになった。